

1 計画の概要

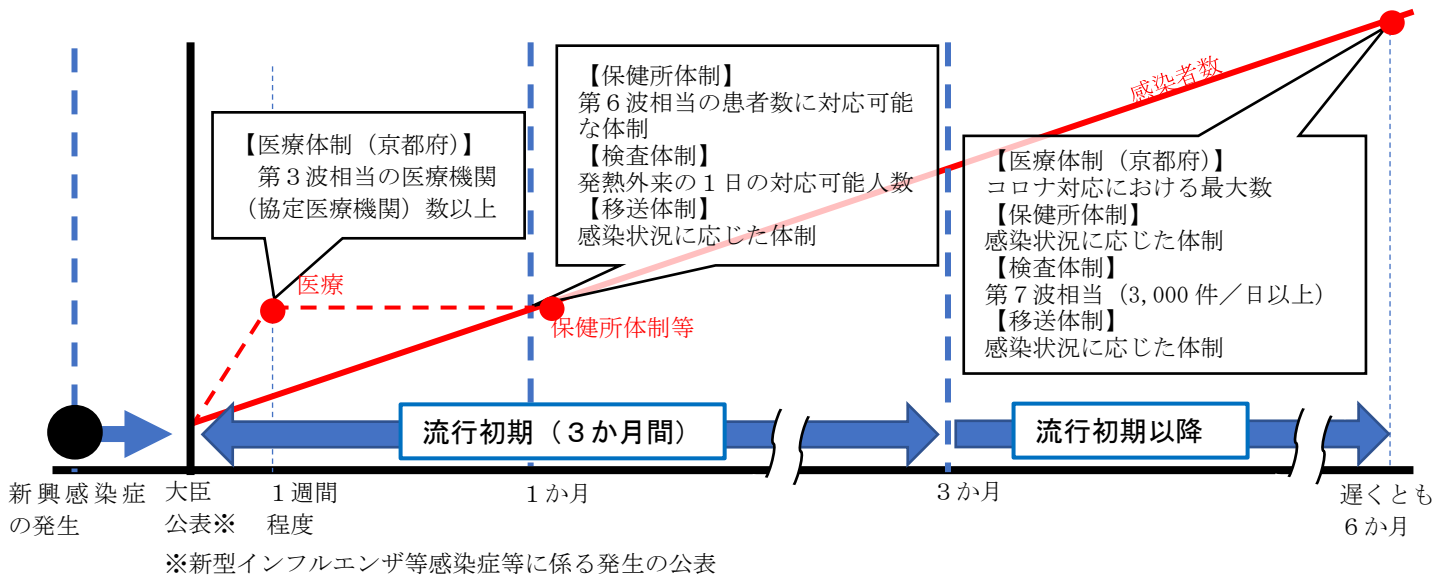
本計画は、基本指針に則り、京都市保健所における健康危機管理体制の構築・強化を目的に、その具体的方策を示すものとして、感染症による健康危機における人員体制の確保、関係機関との連携、業務効率化、人員育成のための研修・訓練等について定めるものである。

また、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく行動計画及び医療法に基づく医療計画等並びに京都市感染症健康危機管理実施要綱との整合性を図りながら策定する。特に、保健所の体制整備及び人材の養成・資質の向上については、京都府と京都市で共同策定する京都府感染症予防計画に定められる数値目標の達成を目指すものとする。

【計画期間】

令和6年4月1日～（毎年実施する平時における訓練等を踏まえて定期的に見直し）

【大まかな対応の流れ】



京都府感染症予防計画や国の健康危機対処計画の策定に関するガイドラインにおいて、第6波と同規模の感染が流行初期に発生した場合を想定し、「流行開始から1週間以内に、第3波相当の医療体制の確保」、「流行から1か月以内に、第6波相当の患者数に対応可能な保健所体制の整備等」、「流行開始から6か月以内に、コロナ対応における最大数の医療体制の確保等」が定められているもの。

2 平時における準備

(1) 業務量・人員の想定及び準備

ア 業務量の想定

新型コロナウイルス感染症がオミクロン株に変異したいわゆる「第6波」と同規模の感染が流行初期に発生した場合を想定し、平時から保健所体制等の調整を行う。

【参考】新型コロナウイルス感染症第6波の感染状況

期間：令和3年12月21日～令和4年6月14日

感染者数：103,650人

1日当たりの最大感染者数：2,089人（令和4年2月9日広報分）

イ 人員数の想定

新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表から1か月間に想定される業務量に対応するために、感染状況に応じ、人事異動による増員、保健師等の応援、民間人材派遣、全庁からの応援、IHEAT要員により、人材を確保する。

	基本体制	局内応援	1号体制	2号体制	3号体制
発令基準	—	公表※直後	公表から2週間後	感染状況に応じて判断	感染状況に応じて判断
保健所体制（人）	18	85	168	317	562

※ 感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定による公表をいい、以下「新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表」という。

ウ 人材育成等

保健所業務に従事する可能性がある者（医療衛生推進室職員、医師、保健師、薬剤師、獣医師、看護師、局内応援体制の名簿記載者等）に対し、少なくとも年1回研修等を実施

(2) 有事の際を想定した組織体制

ア 保健所内の体制

保健所長の指示の下、統括保健師による一元的な指揮系統を構築するとともに、医師と連携し対応する。また、労務、予算、庶務を統括する事務職課長を設置し、統括保健師と連携して業務に当たる。

有事の際は次表の感染症有事体制に移行し、京都市保健所感染症対策本部を設置する。

【感染症有事体制】

大臣公表以降					
グループ1（A～C班）			グループ2（D・E班）		健康危機対策担当（通常業務）
大臣公表1か月経過以降					
A班 （検査・初診調整等）	B班 （疫学調査等）	C班 （健康観察・入院調整等）	D班 （対策立案、調整、予算等）	E班 （IHEAT、公費、広報等）	健康危機対策担当（通常業務）

イ 全庁応援体制の運用

感染状況に応じて、1号体制以上を発令する等、必要な人員体制を確保する。

また、新型コロナ対応を想定した業務ごとの詳細なマニュアル、FAQ、受入時に実施するオリエンテーション資料をあらかじめ作成し、有事の際は感染症の性状に合わせ内容に修正し、活用する。

ウ 職員の安全管理・健康管理

保健所業務に従事する職員の安全管理、健康管理、労務管理を適切に整備する。

エ 施設基盤・物資の確保

庁舎内の会議室の使用等により、速やかに増員や物資の保管ができる物理的スペース（執務室や休憩室も含む。）を確保する。

感染防止に係る消耗品に関しては、感染拡大等により世界的な物資不足の発生に備え、保健所と消防局が連携した回転型備蓄体制を構築する。

(3) 業務体制

相談、地域の医療・検査体制整備、積極的疫学調査、健康観察・生活支援、移送、入院・入所調整、水際対策について、平時から必要な体制を確保するとともに、有事の際は積極的に業務の委託化や京都府との一元化等を検討する。

業務マニュアルを策定しておき、必要に応じて改正する。

(4) 関係機関との連携

京都府感染症対策連携協議会への参加等により、京都府、京都府医師会等の関係機関との連携体制を整える。

高齢者施設等、学校、保育所等の所管部局、及び消防局とも連携体制を構築する。

(5) 情報管理・リスクコミュニケーション

ア 情報管理

感染症サーベイランスシステムや感染症自己報告システム HIROMEZU（以下「HIROMEZU」という。）を効率的に活用するとともに有事の際は、HIROMEZU を速やかに改修することで、情報を迅速かつ適切に管理・伝達できるようにする。

イ リスクコミュニケーション

市民の感染症に対する理解を深め、適切な行動をとっていただくため、感染症の発生状況等を広報する。

京都市における感染症の発生動向に関しては、京都市感染症情報センターにおいて週単位で取りまとめている「京都市感染症週報」により、情報発信を行う。

京都府医師会、京都府病院協会及び京都私立病院協会等に対し、必要に応じて迅速な情報提供を行う。

3 感染状況に応じた取組、体制

平時における準備で示す項目（組織体制、業務体制、関係機関等との連携、情報管理・リスクコミュニケーション）について、「海外や国内で新たな感染症が発生した時」「流行初期」「流行初期以降」「感染が収まった時期」という感染状況に応じた取組を実施する。

4 その他マニュアル

感染症発生時において、国方針や本計画に基づき対応する他、疾患別に本市が策定するマニュアルを踏まえて対応する。

1 計画の概要

本計画は、感染症危機発生時における当研究所の主な役割である①検査、②サーベイランス、③情報収集・提供を果たせるよう、また、京都府感染症予防計画（以下「予防計画」という。）に定める感染症危機発生時の検査目標値250件/日に対応すべく、平時からの所内体制整備、関係機関との連携及び人材育成、並びに感染症危機発生時（発生当初から収束するまでの間）における感染状況に応じた取組内容について定めるものである。

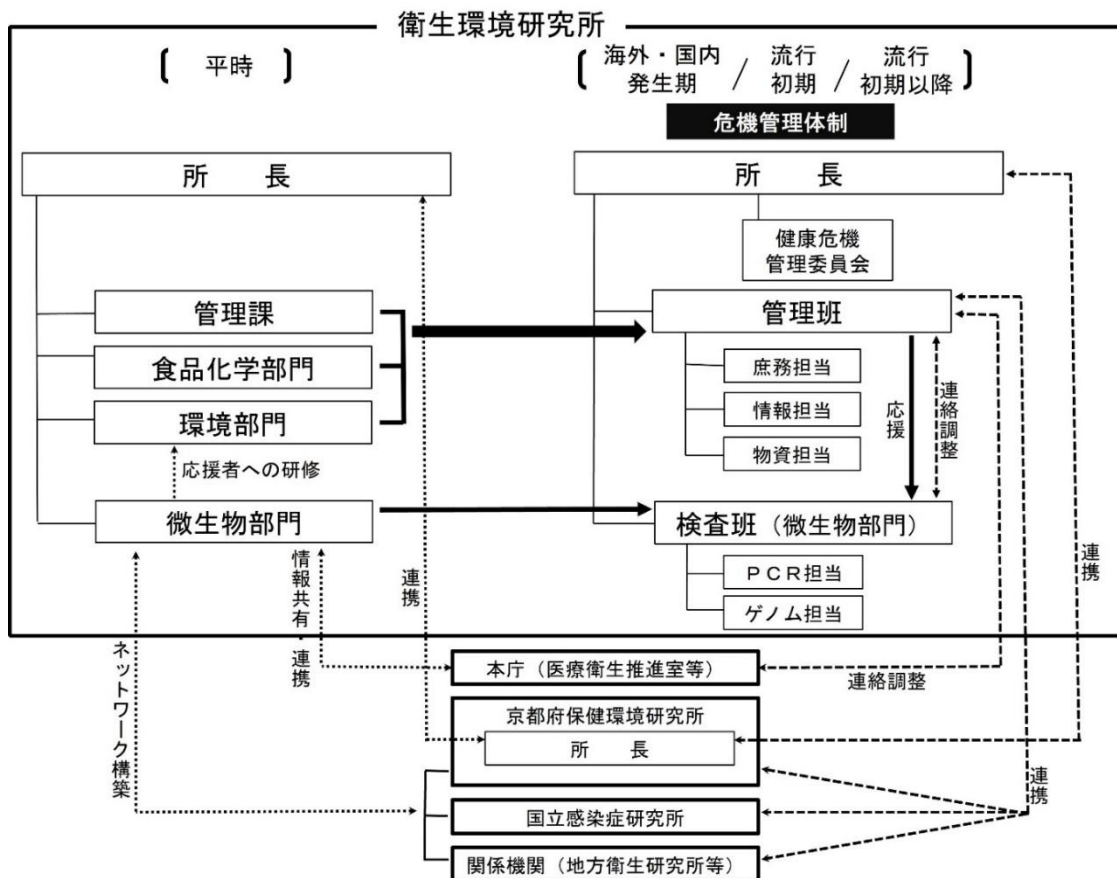
【計画期間】

令和6年4月1日～（毎年実施する平時における訓練等を踏まえて定期的に見直す。）

2 平時における準備

（1）所内体制

感染症危機発生時には、所長直轄とする危機管理体制を構築し、迅速かつ適切に検査を実施していく。また、京都府保健環境研究所（以下「府保環研」という。）と緊密な連携を図る。



- 危機管理体制に携わる者は、当研究所（伏見区）を勤務公署とする者を対象とする。
- 感染症危機発生時には、「管理班」と「検査班」の班体制とする。「管理班」には「庶務担当」、「物資担当」及び「情報担当」を設置し、速やかに危機管理体制の統括等を担う。「検査班」は原因物質の究明等のための検査を実施する。
- なお、「検査班」の微生物部門以外の職員については、一旦、「管理班」に編成され、各班等に振り分けた後、各種の応援業務を実施する。

(2) 関係機関との連携及び地方衛生研究所間の連携

感染症危機発生時の円滑な連携を確保するため、平時から関係機関との連携を構築することが重要であることから、本庁をはじめ他の地方衛生研究所及び国立試験研究機関等との意見交換や調整等を通じて、連携を強化する。

また、府保環研とは緊密に連携したうえで、感染症危機事案に対応していく。

(3) 人材の確保、育成

感染症危機発生時、速やかに予防計画で定めた検査の数値目標を達成する検査体制に移行できるよう、平時において計画的な研修を実施し、応援可能な人材を育成する。さらに、第一報から検査結果連絡等の一連の流れに沿った実践型訓練を実施する。

(4) 検査実施体制の確保等

感染症危機の発生に備えて、平時から検査マニュアル及び検査機器等の整備、検査試薬等の備蓄等の整備を行う。

(5) 情報の収集と提供

平時から他の地方衛生研究所、国立試験研究機関、本庁等の関係機関と連携し、情報ネットワーク体制を構築するとともに、感染症危機への対応に必要な情報の収集及び提供を図る。

(6) 調査研究の推進

京都大学医学部付属病院との協定に基づく共同研究及び地方衛生研究所等のネットワークを活用した調査研究に積極的に取り組むことにより、新たな知見の収集や職員の人材育成にもつなげていく。

3 発生段階に応じた取組、体制

感染症危機発生時の対応については、発生段階に応じた適切な体制整備や対応が必要となることから、当研究所における発生段階ごとの取組を実施する。

4 感染防御策、業務継続計画の策定

感染症危機の発生時、職員が感染しないよう予防対策が重要であり、具体的な準備、対応を行う。

また、平時の全ての業務について業務の優先度を設定し、予防計画で求められている検査目標を達成するため必要な検査人員体制を構築する。